



愛媛県報

令和7年12月23日火曜日 第673号外2

愛媛県発行

◇ 目 次 ◇

- | | | | |
|---|------------------|---------|---|
| ○ 住民基本台帳法施行細則及び愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第 1 の規則で定める事務並びに同条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報 | を定める規則の一部を改正する規則 | (市町振興課) | 1 |
| ○ 調理師法施行細則の一部を改正する規則 | | (業務衛生課) | 4 |

告 示

- 愛媛県収入印紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正……………（会計課） …… 5

人事委員会規則

- | | | |
|-----------------------------------|------------|----|
| ○ 初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則 | (人事委員会事務局) | 6 |
| ○ 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 9 |
| ○ 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 11 |
| ○ 教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 18 |
| ○ 地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 18 |
| ○ 会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 19 |
| ○ 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則 | (〃) | 21 |

選挙管理委員会告示

- 政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正……………（選挙管理委員会） ……28

規則

○愛媛県規則第41号

住民基本台帳法施行細則及び愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第 1 の規則で定める事務並びに同条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行細則及び愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第 1 の規則で定める事務並びに同条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第1条 住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務） 第7条 条例別表第1の各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、<u>別表</u>に掲げるとおりとする。 （知事以外の執行機関に本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する事務） 第8条 条例別表第2公安委員会の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合は合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）をした場合は事業を承継した法人を含む。）である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあってはその代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の<u>確認</u>とする。	（本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務） 第7条 条例別表第1の各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、<u>別表第1</u>に掲げるとおりとする。 （知事以外の執行機関に本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する事務） 第8条 条例別表第2に掲げる事務であって規則で定めるものは、<u>別表第2</u>に掲げるとおり _____ _____ _____ _____ _____ _____とする。

第2条 省略

第3条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) 省略

第3条 省略

第4条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第5条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) 省略

第4条 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則</u> （条例別表第2の規則で定める事務及び情報） 第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第2の1の項の規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。 第2条 省略	<u>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則</u> （条例別表第1の規則で定める事務） 第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 先天性血液凝固因子障害等の治療のため必要な医療費（以下「先天性血液凝固因子障害等治療費」という。）の支給に関する事務 (2) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 先天性血液凝固因子障害等治療費の受給者証に関する事務 (4) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の変更にに関する事務 (5) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の取消しに関する事務 (6) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 （条例別表第2の規則で定める事務及び情報） 第2条 条例 別表第2の1の項の規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。 第3条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第44号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

○愛媛県規則第42号

調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
次のものを除く使用料及び手数料	次のものを除く使用料及び手数料
1 省略	1 省略
2 手数料（第16号_____にあつては、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により納付するものに限る。）	2 手数料（第16号 <u>及び第17号</u> にあつては、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により納付するものに限る。）
(1)～(16) 省略	(1)～(16) 省略
<u>(17) 省略</u>	<u>(17) 保管場所標章交付手数料</u>
<u>(18) 都道府県提出文書の写しの交付手数料</u>	<u>(18) 省略</u>
(19) 省略	(19) 省略